

# 新市建設計画

新 井 市  
妙 高 高 原 町  
妙 高 村

令和5年6月変更 妙高市



## —目 次—

I. 序論	p1
1. 計画の主旨	p1
(1) はじめに	p1
(2) 計画の内容	p2
2. 合併の必要性と効果	p2
(1) 合併の必要性	p2
(2) 合併の効果	p3
II. 地域の概要	p4
1. 地域の概況と特色	p4
(1) 自然環境	p4
(2) 人口・世帯	p4
(3) 産業	p4
(4) 交通体系	p6
2. 地域の課題	p7
(1) 地域をとりまく社会経済動向	p7
(2) 分野別の課題	p8
III. 新しいまちの将来構想	p10
1. 基本方針	p10
(1) 基本理念	p10
(2) 将来像	p10
(3) 基本目標	p11
(4) 主要指標	p12
2. 施策	p13
(1) 体系図	p13
(2) 運営方針	p14
(3) 重点施策	p15
3. 地域別の整備方針	p21
(1) 土地利用の基本方針	p21
(2) 地域区分	p21
(3) 整備方針	p22

IV. 新しいまちの基盤整備	p26
1. 重点事業の位置づけ	p26
2. 基本目標を推進する重点事業	p26
V. 新市における県事業の推進	p30
VI. 公共施設の総合的な整備	p31
VII. 財政計画	p32

---

---

## I 序論

### 1 計画の主旨

#### (1) はじめに

新井市・妙高高原町・妙高村は、新井頸南地域の構成市町村として古くから自然・歴史・文化・産業など、地域が持つ特性を生かし、一体となって振興・発展してきました。平成6年には「新井頸南広域行政組合」を設立し、広域的な住民サービスを行いながら、魅力ある地域づくりを進めてきました。

しかし、市町村をとりまく環境は大きく変化しており、交通・情報通信手段等の発達によって、日常社会生活の範囲は一層広域化しています。また、住民のライフスタイルや価値観も多様化し、行政に対する要望も複雑化・高度化しています。さらに出生率の低下と高齢化が急速に進み、地域の活力の低下が懸念されます。

このような状況の中、平成12年度から施行された地方分権一括法により、これまでの国と地方の主従関係から、対等協力関係へと大きく変わりました。現時点では、権限や財源の地方への移譲は十分ではありませんが、確実に地方分権は進んでおり、真の分権社会の確立による地域の発展と住民福祉の向上のため、これからは、今まで以上に自主・自立による個性と活力のある地域を創造する必要があります。

現在、全国の自治体で合併論議が盛んに行われていますが、合併の本質は単に自治体の財政力の強化や行政運営の効率化だけではなく、同じ理念に基づいた歴史的・文化的つながりの深い自治体と住民が融合することにより、地方分権社会に対応した個性と活力に満ち溢れた新しいまちをつくることにあります。

合併はさらなる地域の進歩に向けた自治体改革の手段であり、合併自体が目的ではありません。今の合併議論を地域が飛躍する大きな契機と捉え、みんなが将来のビジョンを共有し、いかにそれを実現していくかが真に発展した地域、すなわち、すべての生活者が一層の豊かさを実感できる地域の創造につながると考えます。

当地域においては、平成15年10月に「新井市・妙高高原町・妙高村合併協議会」を設立し、本格的な合併協議を重ねていますが、以上の認識に基づき、合併のねらいを「妙高山麓という類まれな自然環境を背景に、同じ理念に基づいた3市町村が一体となって、新しいまちづくりを進めることにより、特色ある産業を発展させ、若者のエネルギーが満ちあふれ、将来にわたってみんなが豊かに暮らし続けられる、真に自立した地域を創出する」と捉え、本計画において、合併による新しいまちの将来構想を定めるとともに、これに基づく財政計画等を策定し、3市町村の速やかな一体化を図るものとしします。



---

---

## (2) 計画の内容

### ①計画構成

本計画は、3市町村の概要と市町村合併の必要性、新しいまちの将来構想とそれを実現するための公共施設の総合的な整備計画及び財政計画を中心として構成します。

### ②計画の期間

本計画における新しいまちの将来構想、公共施設の総合的な整備計画及び財政計画は合併後21年間の期間について定めるものとします。

### ③計画の区域

新井市・妙高高原町・妙高村3市町村の全区域を本計画の区域として定めるものとします。

---

---

## 2 合併の必要性と効果

### (1) 合併の必要性

#### ①地方分権社会を見据えた地域間競争への対応

国では、財源や権限などを住民生活に最も身近な市町村に移譲し、自己決定、自己責任でまちづくりを行うという地方分権の考えが進められています。

この地方分権のメリットを最大限に生かすためには、主体的に政策を立案し、それを議会・住民にわかりやすく示して合意形成を図り、簡素で効果的な行財政運営を行っていく必要があります、合併はそのための有効な手段です。

#### ②多様な住民ニーズに応えるための行政の効率化と行財政基盤の強化

住民のライフスタイル、価値観が多様化し、行政に対するニーズも多様化・高度化してきています。このような状況の中で、住民への行政サービスの維持・向上を図るため、効率的な行政運営や行財政基盤を強化して主体的・自立的な運営が求められており、合併は、そのための有効な手段です。

---

---

---

---

## **(2) 合併の効果**

### **①個性ある自立したまちづくりの確立**

3市町村の合併により今まで以上に機能が充実され、行政能力の向上が地域全体のイメージアップにつながり、他地域との競争でも強い力を持つことができます。

イメージの高い市には、企業の進出、若者の定着が期待され、これによる税収の増加も望め、より充実した都市の展開につながることを期待できます。

### **②人的・財政的な基盤の強化による行政サービスの充実**

3市町村の合併により、管理部門（総務、企画、議会事務局等）職員の効率化を図るとともに、職員を直接的な住民サービス部門、例えば、今後、ますます必要とされる環境・福祉部門等へ振り向けたり、専門職化することにより、高度なサービスの提供、多様な個性ある行政施策の展開が可能となります。

3市町村の財政を合わせることにより、財政規模が拡大し、財政力が強化されることから弾力的な財政運営が可能となり、合併前の単独市町村ではできなかった大規模事業や重点事業が実施しやすくなります。また、組織の合理化等によって経費の節減が期待されます。

### **③一体的・効率的なまちづくりの実現**

3市町村の合併により広域的視点に立った合理的な土地利用、生活環境整備等の一体的・効率的整備や各施設の利用も可能になり、利便性の高い都市づくりを進めることができます。特に古くから自然・歴史・文化・産業など各分野で結びつきが強く、すでに広域的な住民サービスを行っている当地域では、合併による効果も大きいと考えられます。



---

---

## Ⅱ 地域の概要

### 1 地域の概況と特色

#### (1) 自然環境

本地域は、新潟県の南西部に位置し、北は上越、西は糸魚川地域、南は県境として長野県と接しています。3市町村の総面積は445.52km<sup>2</sup>で、県土の約3.5%を占めています。

地域全体の約8割が森林で、西部には、越後富士と呼ばれる秀峰妙高山に代表される標高2,000～2,500mの山岳が峰を連ね、山麓一体は上信越高原国立公園に指定されています。

また、中央部を貫流し日本海へと流れ込む関川をはじめ、大小の河川は、肥沃な扇状地を形成し、北部には優良農地が広がっています。

気候は日本海側特有の気候で、夏季は高温多湿、冬季は大陸からの季節風により、たいへん雪の多い地域ですが、降雪による豊かな水資源と緑豊かな自然環境に恵まれた、色鮮やかな四季の変化に富んだ美しい地域でもあります。

#### (2) 人口・世帯

地域の総人口は、平成12年の国勢調査で39,699人であり、昭和25年をピークに減少が続いています。特に、中山間地域での人口減少が著しく、妙高村は過疎市町村に指定されています。

世帯数は、平成12年の国勢調査で12,180世帯となっており、平成7年に比べて1.9%増加しています。一世帯当たりの世帯員数は、平成2年の3.6人、平成7年の3.4人、平成12年では3.3人と減少しており、核家族化の傾向がみられます。

#### (3) 産 業

##### ①就業人口と産業構造

就業人口は平成12年では20,744人で、圏域人口の減少とともに就業者数は減少傾向にあります。

平成12年の産業別就業構造の割合をみると、第1次産業が9.5%、第2次産業が37.8%、第3次産業が52.7%となっており、平成7年に比べ、第1次産業が2.5%減少し、反面、第3次産業が2.5%増加しています。

市町村別では、第3次産業の従事者が妙高高原町で約7割を占め、次いで妙高村で約半数の人が従事しており、市町村間での就業構造の格差が現れています。



---

---

## ②農林業

農家数は、平成12年には3,201戸で、平成7年と比べて439戸減少しました。専業農家は31戸の増となり、農家総数に占める割合では約1.8%の増加に転じています。また、農業の基幹作物である水稲の粗生産額の状況は、全体の約7割を占めています。

一方、本地域の森林面積は平成12年現在34,465haで、森林率は約77%となっています。市町村別では新井市で約6割なのに対し、妙高村では約8割、妙高高原町では9割以上が森林面積になっています。

## ③工業

製造業は、平成13年現在で事業所数106、従業者数4,869人、製造品出荷額1,452億3,800万円で、平成10年と比較すると事業所数で△5事業所（△4.5%）、従業者数で△270人（△5.3%）となっています。製造品出荷額でも、157億8,700万円（9.8%）減少しています。

## ④商業

商業は、平成13年現在で商店数570店、従業員数2,739人、年間販売額442億6,800万円となっており、平成9年と比較すると商店数で△57店（△9.1%）、従業者数△592人（△17.8%）、年間販売額△91億2,600万円（△17.1%）といずれも減少しています。

郊外型の大型店舗の進出等により、住民の買物動向の変化が進んでいます。

## ⑤観光

本地域は、上信越高原国立公園地内をはじめ、圏域全体が四季折々の豊かな自然に恵まれています。特に、妙高山麓一帯は早くから温泉地やスキー場として開発整備が進み、新潟県を代表する国際観光リゾート地を形成しています。

経済の低迷による余暇人口の減少やライフスタイルの多様化等により、スキー人口は減少傾向にありますが、当地域を訪れる観光客は平成13年度で年間約360万人を数えています。



---

## (4) 交通体系

### ①道 路

地域の基幹道路は国道 18 号、292 号の他、平成 11 年 10 月に上信越自動車道が北陸自動車道と連結し、関東圏・中京圏・関西圏との高速交通ネットワークが確立され、関東圏へのアクセスは約 3 時間、中京圏へは約 3 時間 30 分で結ぶことが可能となりました。

また、それに合わせて、主要地方道や市町村道の整備が推進され、地域内を縦貫する道路や他地域を広域的に結ぶ道路などの整備が図られ、多様な交流が行われています。

### ②鉄 道

明治以来、公共輸送機関の動脈として圏域発展に大きく寄与してきた J R 信越本線が、地域内を縦貫し、現在も通学や通勤の主要交通機関となっています。また北陸新幹線の長野・上越間の建設が着手されていますが、今後 10 年以内に開通するものと見込まれ、今後の圏域発展に大きく貢献するものと期待されます。なお北陸新幹線の開通後は、信越本線が並行在来線として J R から経営分離されますが、県を中心に沿線市町村が協力してその存続を図ります。

### ③バ ス

バス路線については、過疎化の進行や自家用車の普及に伴う利用者の減少により、民間経営による路線の維持が困難となってきていますが、地域住民の重要な公共輸送機関として位置付け、地域の高齢者や小中学生など交通弱者の移動手段確保のため、市町村でバス事業者に委託する形で、廃止代替路線バス事業として運行を行っています。

---

---

## 2 地域の課題

---

### (1) 地域をとりまく社会経済動向

#### ①急速に進展する少子、高齢社会

20 世紀後半から出生数が低下し、本格的な少子化が大きな社会現象となってきています。同時に、平均寿命の伸長によって急速に高齢化が進行し、2015 年にはわが国の総人口のうち、ほぼ 4 人に 1 人が 65 歳以上の人口になると見込まれます。

少子化が進むことにより、年少人口が減少し、地域の活力低下が危惧されることから、若者の定住化に向けた取組みが必要です。

また、高齢化が進むことにより、高齢者介護を取り巻く問題や医療、年金などの財政負担の問題などは、今までとは違った社会的対応が必要になり、行政の中での比重も飛躍的に高まってきています。社会経験豊かな高齢者の知恵と能力を地域の中で生かすしくみや社会参加への道を開くとともに、高齢者や障がい者にやさしい施設やまちづくりを進めていくことが必要です。

#### ②住民の価値観、ライフスタイルの多様化

住民生活が豊かになっていく中で、生産中心主義、量的価値重視から、生活、文化、環境、安全などの人間的・質的価値重視へと価値観が変化し、一人ひとりの生活様式も多様化してきています。これまでの経済的価値を追求するだけではなく、生活を楽しみ、自ら主体的で個性的な生き方を通して、生活の質を高める方向へと変化してきています。

また、女性の社会参加が進むにつれ家事や育児、介護などの負担をはじめとした男女の役割分担意識を見直し、男女共同参画社会の形成が求められてきています。さらに、高齢者や障がい者を取巻く環境についても、健常者とともに通常の生活を営み、個性と能力を發揮できる社会システムの整備が必要となっています。

#### ③地球環境問題と循環型社会への取組み

技術革新や社会経済の発展とともに、オゾン層の破壊や地球温暖化、廃棄物の環境への負荷、自然環境の破壊など地球規模による環境問題が深刻化されてきています。

現代の環境問題は、国や企業だけの問題ではなく、住民の日常生活や経済活動に起因するものであり、生活の場である地域における環境保全への取組みを進め、環境への負荷をできるだけ軽減し、持続的に発展できる循環型社会を構築することが必要です。



---

#### ④高度情報化とネットワーク社会の進展

情報通信基盤の急速な普及により、誰でもどこからでも世界各地との情報交換が行える情報ネットワーク社会が形成され、インターネットやそれを取り巻く情報技術やソフトウェアもめざましく進展してきています。地域の生活環境をより豊かなものにしていくための手段として、高度情報化への取組みが不可欠になってきています。

行政分野においても、身近な行政サービスの向上や情報公開、政策形成の手段としての活用、行政組織内の情報伝達など全般にわたっての高度情報化への取組みが求められています。

#### ⑤経済のグローバル化の進展

バイオテクノロジーの発達による遺伝子組み替え農産物が海外から入ってくる一方、国内では付加価値の高い農業が模索されています。

また、規制緩和によって、大型小売店舗の立地が相次ぐ一方、既存の中心商店街が衰退し、まちの構造が変わってきています。さらに、コンピュータやインターネットなどの情報通信技術の飛躍的な発展により、世界経済が日常生活に密接な影響を及ぼす時代になってきているため、住民の生活は様々な面において、世界とのつながりが強くなってきています。

このような経済の変化に対応するためには、新産業の創出や産業の高付加価値化など、産業構造の変革が求められるとともに、人材や技術、物、地域の文化資源を見直し、それらを有効に活用した地域産業の振興が求められています。

### (2) 分野別の課題

#### ①まちづくりの運営

##### ●新市における市民の一体性の確保

地域が一体化することによって、多様な価値観を持つ市民、個性ある歴史・文化・伝統、特色ある産業などが融合することにより、新市においては、未来にむけた多様な可能性と、エネルギーを有することになります。

それぞれの地域の特性や伝統を生かしながら、次代を担う人材を育成し、若者や女性、高齢者、そこに住む人すべてがいきいきと活動できるような社会を形成しなければなりません。また、市民がお互いに交流し、連携する中で、一体的なまちづくりを行う必要があります。

##### ●自立した行政

新しい世紀を迎えた今日、少子高齢化・高度情報化・国際化・価値観の多様化など社会情勢の大きな変化に対応するため、これまでの日本を支えていた経済社会の構造が、各分野で見直され変革されつつあります。

行政においても、住民からのニーズが多様化・高度化したことに伴い、行政をより身近なところで行うという動きが強まってきており、最も身近な自治体である市町村の果たすべき役割がこれまで以上に重要なものとなってきています。

---

---

新しい市では、少子高齢化・高度情報化・国際化の進展など、社会情勢の変化に対応した高度かつ多様な役割が求められます。また実行段階に入った地方分権の成果をあげるためにも、市町村の自立が必要となります。

さらに厳しい財政状況のもとで効率的・効果的な行政を展開するために、財政基盤の強化とともに、行政の効率化を推進することが求められています。

## ②教育・文化

多様化する住民の価値観に対応し、ゆとりある生活環境の中で、文化と教養に満ちた社会を形成するため、自ら学び考え、行動する生涯学習の推進、文化・芸術・交流活動の推進に向けた取組みを行い、次代を担う個性的で創造力豊かな人材の育成を図る必要があります。

## ③産業振興

社会経済の変革、国際社会における貿易摩擦、農産物の輸入自由化、規制緩和の進行などにより産業を取り巻く状況は大きく変化してきています。住民が安心して豊かな生活を送るために産業を育成し、安定した経済環境を確立することが必要です。

また、商工業・観光業・農林業の連携を深め、地元の資源や産物を、最大限地元で活用、消費するというような、仕組みを作り上げていくことも必要です。

## ④保健・福祉・医療

人生80年時代が到来し、高齢化が急速に進む中、生涯を健康で充実した生活を送ることのできる地域福祉社会の実現が強く求められています。このため、地域住民参加のもと、市町村における福祉分野の基本構想や基本計画を踏まえ、地域福祉の理念や方針を明らかにするため「市町村地域福祉計画」を策定し、住民の健康づくりを積極的に支援するとともに、在宅での自立した生活を支援し、人が健やかに地域社会の中で暮らすことができる生活基盤の整備を図っていくことが必要です。

## ⑤自然・生活環境

四季の変化に富んだ美しい自然は新市の大切な資源であるとともに、住民生活の基盤となるものであり、次世代に残すべき貴重な財産です。このため、市全体の環境への取組みを推進し、人や自然に配慮した生活基盤や生活環境の整備を行い、快適な居住空間を作っていくことが必要です。



### Ⅲ 新しいまちの将来構想

#### 1 基本方針

##### (1) 基本理念

高速交通網、高度情報化、少子・高齢社会の進展、地球規模での自然環境の保全など地域を取り巻く多くの課題が山積しており、これらに対応した施策のさらなる発展が望まれています。とくに若者人口が減少し、地域社会の活力の低下を招き、地域コミュニティの崩壊の危機が懸念されています。

したがって、将来の地域発展を考えたとき、定住人口の維持あるいは拡大が必要であり、そのためには現在暮らしている私たちだけでなく、今後の地域社会の発展を支えていく子どもたちの未来を見据えたまちづくりを考えることが大切です。

少子・高齢社会にあって子どもたちが夢をもち、健やかに成長できる環境づくりや、子どもを産み育てることに夢をもてる社会づくり、子どもたちが大人になったときに働ける場所づくりなどを進めていくことが、今の私たちに求められています。

この地域が自立しながら、未来永劫に発展し続けていくためには、自然や歴史、文化を守る土壌がしっかりしているまちを築いていく必要があります。

この地域には、安心して命を育んだり、人間性を回復したりできる豊かな自然環境があることから、自然と調和し、この地域にあった生活様式や文化、自然環境などを大切にしながらまちづくりに取り組んで行く、すなわち、生命地域（バイオ・リージョン）を創り上げていくことができます。

地域の自然や文化を生かした観光・農業・地域産業の振興や資源循環など、市民とともに地域の活性化を推進するために、地域固有の価値を高め、地域資源を活用した※1「スロートゥリズム」※2「グリーントゥリズム」※3「メディカルトゥリズム」※4「アート&カルチャートゥリズム」の4つのトゥリズムを始め様々な施策を推進し、生命を育む地域の創造を基本理念とし、新市における将来像を次のとおりとします。

##### (2) 将来像

ひと 風・森・水がさわやか 躍動と夢の郷<sup>さと</sup>

～子どもたちが“妙高山麓”に輝くまち～

---

---

※1 スローツーリズム

ゆっくり、自由、長期滞在、体験などをキーワードとした、地域本来の生活文化を重視し、そこに住む人とのふれあいや伝統、風習、自然などの地域の魅力を体験するツーリズムの形態を構築するもの。

※2 グリーンツーリズム

農村地域を舞台とし、農業を基軸として、農業体験を始めとする農業、農家に関するものを体験するツーリズムの形態を構築するもの。

※3 メディカルツーリズム

人間ドックや臓器機能の医療検査の検診と、温泉療法や筋力トレーニングなどの運動指導、食事、栄養指導等を組み合わせたツーリズムの形態を構築するもの。

※4 アート&カルチャーツーリズム

小規模、日常的なアートやクラフトの教室をはじめ、大規模な創作や展示会、演奏会、交流イベント等によるツーリズムの形態を構築するもの。

### (3) 基本目標

将来像を実現するため、次の4つの目標を設定します。

**①子どもたちの未来を支える夢のあるまちづくり（教育・子育て・文化）**

- ・地域が将来にわたり発展し、創造性のある人を育てていける、生涯学習、文化活動、スポーツの振興、青少年（人材）育成等。

**②いつまでも元気で働ける活力のあるまちづくり（産業振興）**

- ・地域に住む人たちに安定した雇用の場が確保できる産業の振興（企業誘致）、魅力ある観光地づくりを目指した観光の振興。

**③毎日を健やかに暮らせるやさしさのあるまちづくり（保健・福祉・医療）**

- ・子どもからお年寄りまでの皆が、毎日を健康に過ごせるための、医療施設・福祉施設の整備、健康・福祉活動の推進。

**④誰もが快適に暮らせる安らぎのあるまちづくり（自然・生活環境）**

- ・地域に住む誰もが快適に、安心して生活できるための、自然環境の保全や生活基盤の整備。



---

## (4) 主要指標

### 新市の人口

人口は、平成7年（国勢調査）で40,744人、平成12年（国勢調査）で39,699人となっています。将来的にも人口は減少していき、高齢者層の増加、若年層の減少が今まで以上に進行することが予想されます。

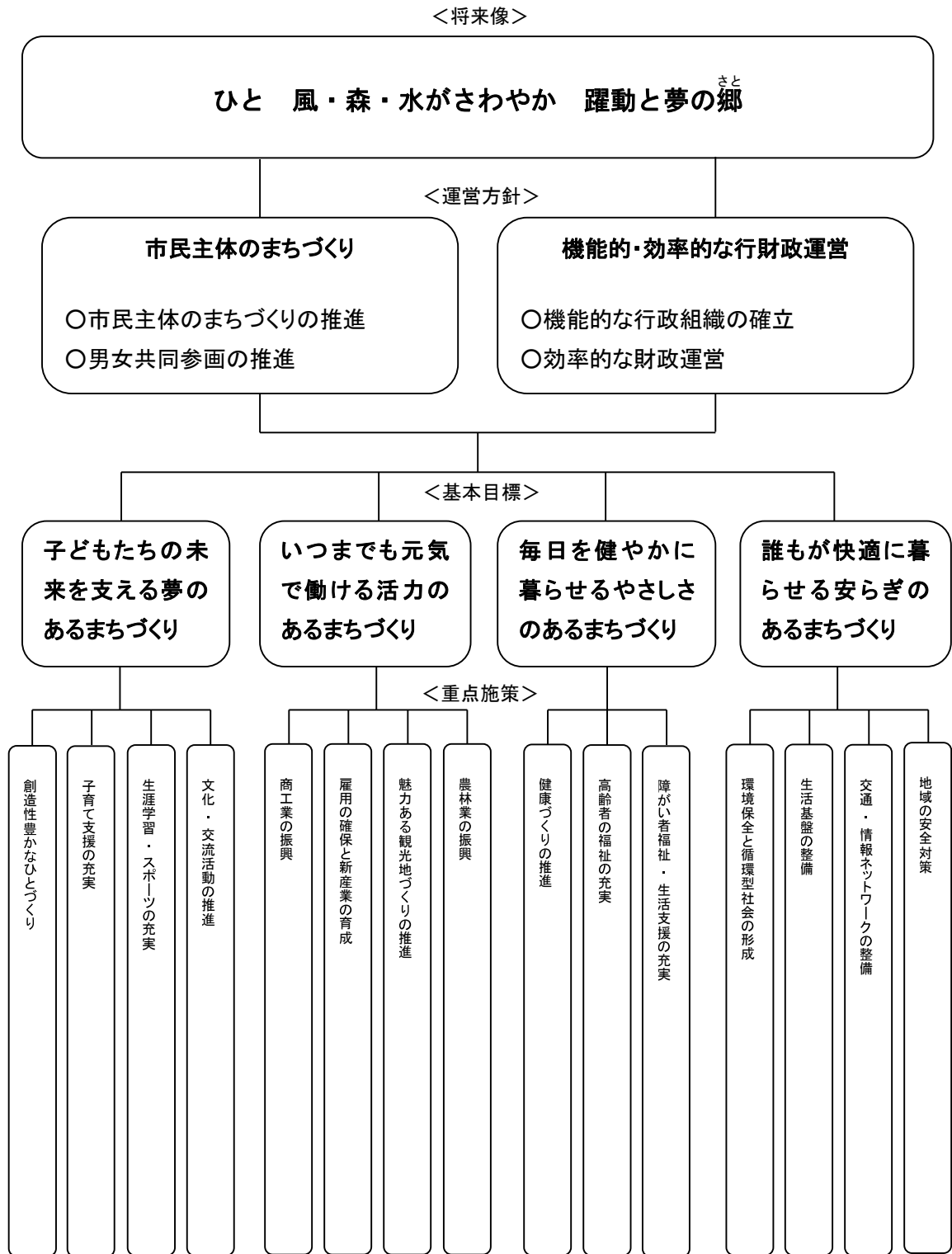
国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によると、本市の将来推計人口は、令和7年には28,524人まで減少するとされており、社人研に準拠した本市の独自推計では、令和42年には13,679人と、平成27年（33,199人）の41.2%にまで減少するとされています。このため、今後は第3次妙高市総合計画で設定する「人口減少問題に関する戦略目標」の視点による積極的な人口減少対策を実施し、出生数の向上による自然動態の改善とあわせ、移住者の増加と定住者の転出抑制を図る取組みを進め、社会動態の改善を目指すものとします。

そこで、合併後 21年間経過した令和7年度の目標人口を30,000人に設定し、新市における一つの指標として、より良いまちづくりに取り組んでいきます。



## 2 施策

### (1) 体系図





---

## (2) 運営方針

### ①市民主体のまちづくり

#### 【基本方針】

新市においても市民が主体となり、まとまりのあるまちづくりを進めるために、新市建設計画を着実に実行できる、新しい総合計画の策定を進めます。

また、まちづくりの主体は市民であり、市民と行政が信頼関係を構築でき、また新しい市における市民が一体感をはぐくめるような施策を推進していきます。

#### ●市民主体のまちづくりの推進

まちづくりは、市民が主体であるとの認識のもと、市民が積極的にまちづくりに参画できる機会を提供するとともに、NPOなど市民の自主的、主体的なまちづくり活動を積極的に育成・支援し、市民参画・参加によるまちづくりを進めます。

#### ●男女共同参画の推進

男女が固定的な役割分担にとらわれず、家庭や社会の対等なパートナーとして個性と能力を発揮できるように、男女共同参画社会の実現を目指し、女性の地域における社会活動への参画、働く女性のための条件整備などの充実を図るとともに、参画しやすい環境の整備を進めます。

### ②機能的・効率的な行財政運営

#### 【基本方針】

行政改革を推進し、行政機構の改善、適切な人事管理等を推進します。また、長期的展望に立った財政の運用、財政基盤の確立、経常経費の抑制等を推進します。あわせて※アウトソーシングの推進を図り、市民起点の行財政改革に取り組んでいきます。

※ アウトソーシング：業務の外部委託。

#### ●機能的な行政組織の確立

- 1) 市民による事業運営や施設管理
- 2) 支所の設置
- 3) 地域審議会の設置（平成 17 年度～平成 26 年度）

#### ●効率的な財政運営

- 1) 行財政改革やアウトソーシングの推進
- 2) 行政評価制度の運用
- 3) 財政基盤の強化（ゼロからのスタート）

---

---

### (3) 重点施策

#### <基本目標>

## 子どもたちの未来を支える夢のあるまちづくり

### ①創造性豊かなひとづくり

#### 【基本方針】

21 世紀を支える子どもたちが豊かな人間性と国際社会に生きる日本人として育つよう、自らが学び、考える力の育成、個性を生かす教育を充実します。また高等教育への就学を支援するとともに、時代の変化に対応した個性的で豊かな教育環境の整備にも取り組んでいきます。

一方で青少年を取り巻く環境が複雑・多様化してきており、家庭、学校、地域、行政が相互に連携を取り合いながら、郷土愛の醸成や福祉活動への参加、スポーツ、文化・交流活動の促進など青少年の積極的な社会活動への参加と健全育成を推進します。

### ②子育て支援の充実

#### 【基本方針】

出生数の減少、核家族化の進行、女性の社会進出、家庭・地域の教育機能低下など、子育てする環境が大きく変わってきている中で、住民ニーズに適した多様な保育サービスの充実や児童遊園等の施設整備、放課後児童クラブ活動の支援など、子どもの育成への取り組みを推進します。

また、次代を担う子どもたちの健全な成長と、子どもを産み育てやすい環境づくりや子育て支援などの充実に向け取り組んでいきます。

### ③生涯学習・スポーツの充実

#### 【基本方針】

住民の誰もが生活の豊かさや、心の豊かさを生涯にわたって実感し、自らの個性や能力を伸ばすことができるように学習の機会を確保し、一人ひとりの自主的、主体的な学習活動を支援します。また学習成果を社会還元できる機会と場を提供します。

スポーツにおいては、市民がいつでも、どこでも、スポーツレクリエーションを楽しむことができる環境づくりを進め、生涯にわたる健康づくりと余暇を楽しむ生涯スポーツの振興に努めます。



#### ④文化・交流活動の推進

##### 【基本方針】

住民生活に潤いを与え、豊かな人間形成と地域の魅力を高めるため、地域の歴史的、伝統的文化の伝承や新しい文化の創造など個性豊かな芸術文化活動の展開、支援を進めます。

また、歴史のある魅力あふれる郷土づくりを進めるため、地域の文化財の保全と活用を図ります。

交流活動の推進においては、住民、市町村間、圏域間等の交流・連携活動を進めるとともに、コミュニティ施設、文化施設などの整備を行いながら利活用を図ります。

また、21世紀において進展する国際化時代に即応するため、多様な国際交流を通じて市民の理解を深め、国際感覚を身につけた人材の育成など多面的な施策を推進し、交流を通しての地域活性化を図ります。

#### <基本目標>

いつまでも元気で働ける活力のあるまちづくり

#### ①商工業の振興

##### 【基本方針】

消費者の購買動向やニーズの変化により、市街地の商店街が衰退してきている中で、商業を取り巻く環境の変化に対応し、魅力と活力ある商店街の形成や、まちづくりの視点から総合的な商業振興を支援します。

また、活気あふれる工業の発展に向け、既存企業の振興、優良企業や資源循環型の環境産業の誘致・育成を図り、企業の基盤強化を支援するとともに新しい時代に対応した企業立地を促進します。

#### ②雇用の確保と新産業の育成

##### 【基本方針】

経済状況の長期的な低迷が続く中で、若者が定住できる労働環境の整備や、誰もが安心して就労できる雇用環境の充実を進めるため、行政、商工団体、企業等の連携を図りながら雇用の的確な情報提供を行います。

また、企業誘致を含めた新規産業の育成に関して産学官が連携し、調査研究活動を推進するとともに、情報・福祉などの新しい産業の開拓、独創的な商品開発、新技術の開発などに取り組む起業家や事業者に対して、積極的な支援を行っていきます。

---

---

### ③魅力ある観光地づくりの推進

#### 【基本方針】

観光入り込み客の増大を図るため、多様化する観光のニーズに対応した、高速交通体系を活かした魅力ある観光地づくりを進めていきます。既存の観光拠点の一層の充実を図るとともに、特色ある自然・歴史・文化などの優れた地域資源の活用、体験型・四季型観光や農林業との連携を図りながら広域観光ネットワークの整備を進めます。

### ④農林業の振興

#### 【基本方針】

農産物の輸入自由化、規制緩和の進行、農業従事者の減少等により農業を取り巻く環境はますます厳しくなっています。このような状況の中、生産性の高い安定的な農業を維持していくため、コストの削減、高品質化を図る一方、地域の実情に応じた農家の組織化や農地の受委託など農業後継者の育成や担い手の確保を図ります。

あわせて地場産品を活用した特産品開発と販売までの仕組みを確立し、他産業との連携による新しい農業の展開を進めます。

また、森林の持つ自然の癒し、水源涵養、地すべり防止など国土保全機能としての公益的機能を確保し、荒廃農地の増加の抑制や解消に努めるための支援も行っていきます。

#### <基本目標>

**毎日を健やかに暮らせるやさしさのあるまちづくり**

### ①健康づくりの推進

#### 【基本方針】

痴呆や寝たきりにならずに、いつまでも健康で生活できるよう、市民それぞれの※ライフステージにおいて、保健・医療・福祉の連携のもと、元気づくりと疾病予防を柱とした健康づくりを推進します。

市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という健康づくりの意識の醸成を図るとともに、個人・家庭・地域の健康づくり課題への認識を深め、健康づくりに参加・参画できる仕組みづくりを推進します。

※ ライフステージ：人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切ったそれぞれの段階。



## ②高齢者の福祉の充実

### 【基本方針】

本格的な高齢社会が到来し、いずれは迎える高齢期を住み慣れた地域や在宅で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の各分野が連携して諸施策を推進します。

健康な高齢者に対しては、これまで培ってきた経験や技術を生かした就業機会の拡大と趣味や教養などの生きがいをづくり活動を支援するとともに、虚弱やひとり暮らし高齢者へは寝たきりや痴呆予防のための各種保健・福祉サービスを提供します。

また、介護を要する高齢者に対しては、介護保険サービスの円滑な運営のもとに、必要な人が必要なサービスを受けることができるよう、サービス事業者との連携によりサービス基盤の整備と質の高いサービスの提供を図ります。

## ③障がい者福祉・生活支援の充実

### 【基本方針】

障がい者が地域の一員として積極的に社会参加できる環境を整え、※ノーマライゼーションの実現に向け、障がい者についての正しい理解や生活環境の整備、福祉サービスの充実に図り、いきいきと暮らせる環境づくりを進めます。

また母子・父子家庭、低所得者の生活の安定と自立の助長を図るため、積極的に社会参加できるような総合的な生活支援の充実や、地域と関係機関とが連携した相談・助言体制などの充実を図ります。

※ ノーマライゼーション：高齢者や障がい者が社会的差別を受けることなく日常生活を営めることが通常の社会であるという福祉の理念。

### <基本目標>

**誰もが快適に暮らせる安らぎのあるまちづくり**

## ①環境保全と循環型社会の形成

### 【基本方針】

地球規模での環境保全が大きな社会問題となっている中で、快適に生活できる住空間の形成と生活環境の確保を図るため、「新井頭南広域環境基本計画」に基づき、自然環境や景観の保全に努め、人や自然に配慮した環境の整備を進めます。

また、「資源循環のまち推進構想」に基づき、※ゼロエミッションを目指した循環型社会実現のため、分別収集の徹底や住民、事業者、行政が一体となったごみの減量、リサイクル

---

---

化などを推進するとともにバイオマスや太陽光など新エネルギーの積極的な導入・普及を推進します。

- ※ ゼロエミッション：1994年に当時の国連大学（東京）学長顧問のグンター・パウリ氏が提案。廃棄物の排出（エミッション）をゼロにすること。

## ②生活基盤の整備

### 【基本方針】

都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、生活環境に対するニーズもますます多様化しており、快適な生活を営むため、都市基盤の充実を図っていくことが必要です。

このため、豊かな自然を生かした公園、緑地の整備を進めるほか、将来の水需要を考慮し、安全な飲料水の確保や施設の維持管理に努めるとともに、河川等の水質保全と日常生活の快適性を目指して、下水道等の普及率向上や既存施設の適正な維持管理に努めます。

また、快適で利便性の高い生活環境の形成や人口の定住と新たな住宅需要に対応するため、公営住宅や周辺環境の整備を進めます。利雪・克雪の両面において総合的な雪対策を推進するとともに、※ユニバーサルデザインの考えを取り入れた、誰もが暮らしやすい住宅づくり、まちづくりに努めます。

- ※ ユニバーサルデザイン：建築物や一般向けの製品に高齢者や障がい者向けの機能を取り込むなど、はじめから誰もが使えるように考慮したデザイン。バリアフリーの考え方をさらに進めたもの。

## ③交通・情報ネットワークの整備

### 【基本方針】

圏域内外との交流の拡大を図るため、上信越自動車道の4車線化や主要幹線道路の整備を促進するとともに、地域間・観光拠点等を結ぶ幹線道路で、未整備な部分についても整備を行います。北陸新幹線については長野～上越間の早期開通を目指し、一層の整備促進を図ります。同時に経営分離が予想される長野～直江津間については、維持存続と一層の利便性向上にむけ、取り組んでいきます。

一方、生活交通確保計画を策定し、新市における路線バスなどの公共交通機関の維持と確保充実に向けた運動を強化し、住民の日常生活に密着した交通体系の確立を図ります。

また、高度情報化社会を迎え、インターネットや※IT革命による情報通信分野の飛躍的な発展により、住民生活や産業、医療、教育環境等幅広い分野に大きな影響を与えているため、地域情報化の推進を図るとともに、情報通信基盤の整備や人材の育成に努めます。

- ※ IT: (Information Technology) 情報技術・情報産業



---

#### ④地域の安全対策

##### 【基本方針】

災害から住民の生命、財産を守り、住民が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、消防施設、設備の充実や組織体制の整備を図ります。特に東日本大震災を教訓に、避難所となる公共施設や集会施設等の耐震化や整備・改修等を進めるとともに、耐震基準に満たない施設については、倒壊等の危険性を回避するため解体撤去等を行います。

また、交通体系の整備や自動車の普及により、交通事故の多発、交通渋滞等が大きな社会問題となっている中で、交通事故の未然防止、交通安全施設の整備、充実を図ります。

自然災害の防止や中山間地域の砂防・地すべり等については、その抑止に努め、防災機能の強化を行うとともに、新市において地域防災計画を策定し、長期的視野にたった地域防災の推進に努めます。



---

---

### 3 地域別の整備方針

#### (1) 土地利用の基本方針

土地は限られた資源であり、住民の生活及び生産の基盤を営むための共通の資産であり、その利用によって、圏域の発展が左右されるものです。

今後の北陸新幹線の開通や広域交通網整備などの地域に与える効果を踏まえ、自然環境の保全や土地需要の動向などを十分に把握しながら、地域の均衡ある発展と公共の福祉を優先させた土地利用を、次の4点を基本方針として進めていきます。

①地域特性を生かした土地利用の推進

②地域相互の連携と広域的視点に基づいた土地利用の推進

③持続的発展が可能な合理的な土地利用の推進

④将来を展望した総合的な土地利用の推進

#### (2) 地域区分

新市の一体的かつ総合的な発展のため、新市のエリアを地域の特色に応じた3つのゾーンに区分し、それぞれの個性を生かしたまちづくりを進めます。

##### ①市街地・商工業ゾーン(新井北部)

本地域は「市街地・商工業ゾーン」として位置づけし、都市機能の集積と機能の複合化を基本とし、良好な市街地環境の整備と市街地の活性化を推進します。また、周辺部の農地においては米主産地としての安定的な地位の確保・維持に努めます。

##### ②農業・自然体験・森林ゾーン(新井南部・妙高東部)

本地域は「農業・自然体験・森林ゾーン」として位置づけ、農村集落環境と豊かな自然環境の調和を目指します。農業地域としての機能と景観が保持され、また同時にその自然を味わうことのできる地域作りを推進します。



### ③温泉・観光・森林ゾーン(妙高西部・妙高高原・新井西部)

本地域は「温泉・観光・森林ゾーン」として位置づけ、主に国立公園地内での観光地域としての役割を目指します。古くからある温泉や既存の観光施設を活用し、交流人口の拡大の拠点となるよう観光振興に取り組みます。



## (3) 整備方針

### ①市街地・商工業ゾーン

新井北部地域は、国道、鉄道の交通拠点として人・物・文化の交流地域の役割を担うとともに、恵まれた自然と調和した都市基盤の整備等により、農業、工業、商業がバランス良く発展し、地域の中心的役割を果たしてきました。

---

---

平野部では、大型機械による効率的な農業経営が営まれ、基盤整備が完了した優良農地が広がっています。

工業では、古くから化学工業や、豊かな水資源・人的資源を生かした電子先端産業が立地し、地域の安定した就労の場となっています。

また、北陸新幹線の開通、上信越自動車道の全通により、高速交通基盤の整備が図られるとともに、あらい道の駅の整備により、そこを拠点とした地域全体としての賑わいの創出がなされています。

今後は、中心市街地の整備、医療機関・福祉施設の一層の充実、新たな企業誘致の推進など、福祉・文化・産業など幅広い分野で、時代の変化に対応した新市の中心地としての発展が期待できます。

#### 【地域整備のための基本施策】

- 地域の特色と将来を見据えた産業振興
  - ・ 資源循環型の環境産業を中心とした企業の支援・育成
  - ・ 既存の企業振興と新たな起業化への支援
- にぎわいの中心市街地の再生
  - ・ 自由に立ち寄り、憩い、交流ができる人を呼び込むような仕掛けづくり
- 中心地としての医療機関・福祉施設の充実
  - ・ 医療施設の充実
  - ・ 老人保健施設等の整備
- 文化・教育施設の整備
- 地域情報化の基盤整備
- 農産物の付加価値の向上

## ②農業・自然体験・森林ゾーン

新井南部地域は、関田山系を含み、県境を長野県境に接している地域です。地域の多くを中山間地域で形成されており、急傾斜地が多く、地すべり多発地帯を抱えています。

当地域は農山村地帯ですが、近年、はさかけ米やそば、露地野菜、山菜などの地域資源を活かしたグリーンツーリズムなどの展開が図られ、都会と地域住民の交流が積極的に展開されています。

一方妙高東部地域は、秀峰妙高山のふもとにあり、水稻を中心とした農村地帯として発展してきました。



平坦部は、水稻、畑作を中心とした農業が営まれ、ナスや野沢菜などの農産加工品、高原トマト等は地域の特産品として定着しており、首都圏等に出荷されています。また、近年では、全日本ウインタースポーツ専門学校が開設され、全国各地から若者の受入れを行い、地域の活性化に役立っています。しかし、東側は中山間地域でもあり、高齢化や人口流出による過疎化が進んでいます。

今後は両地域が連携し、都市と農村の交流事業を通して、農業・農村が有している多彩な資源を内外に発信し、魅力ある農村を保持していくとともに、恵まれた豊かな地域資源と観光施設を活用し、自然やスポーツなどの体験を主体とする、西部の既存の観光地域とも連携した広域観光エリアとしての発展が期待できます。

#### 【地域整備のための基本施策】

- 美しい南部ふるさと村の推進
- 農業振興・農山村の活性化
  - ・地場産業・特産品開発の推進
  - ・生産から販売までつながる新しい仕組みづくり
- 地場産業支援
  - ・地域特産品の継続的な開発と商品化、PR
  - ・起業意欲のある人の支援、販売促進の支援制度の確立
- 中山間地域の活性化
  - ・森林施設整備・休耕地の利活用
- 体験型観光の基盤づくり
  - ・農業体験を主体とした都市と農村との交流促進
  - ・山間地での自然・農業体験による交流人口拡大
  - ・観光資源への位置づけ
  - ・全日本ウインタースポーツ専門学校、国際アウトドア専門学校等との連携

### ③温泉・観光・森林ゾーン

妙高高原地域は、妙高山の裾野に広がる高原と、火打山・焼山等の山系からなりたち、総面積の85%は上信越高原国立公園に指定され、豊かで美しい自然景観が守られています。

この自然景観に加え、妙高山麓から湧出する豊かな温泉と冬の雪を生かし、温泉とウインタースポーツを中心とする観光地として発展し、現在、年間約220万人の観光客で賑わうリゾート地となっています。また、人々の自然志向の高まりとともに、登山、トレッキング、スケッチなど自然を求めて訪れる人が増える中、四季を通じて多くの人に親しまれる観光

---

---

地を目指し、行政と関係者が一体となって山岳リゾート構想や文化芸術の郷づくり、※フィルムコミッションなどの事業を推進しています。

今後は、美しい自然環境と観光資源をさらに生かした高原のまちづくりを進めるとともに、旧新井市・妙高村の地域資源との連携を図っていくことにより、新市全体の観光・地域間交流の牽引的な役割が期待できます。

- ※ フィルムコミッション：映画、テレビ、CMなどの撮影を誘致するとともに、地域・関係機関と制作者を仲介する非営利組織のこと。主な業務内容は、撮影場所などに関する情報のデータベース化や撮影に必要な許可手続き、住民との調整、エキストラの手配など。

#### 【地域整備のための基本施策】

- 全国に誇れる観光地づくり
  - ・妙高、火打山麓のレクリエーション施設の整備
  - ・住民が主体となった地域性豊かなイベントの充実
  - ・笹ヶ峰高原の※21世紀型観光拠点整備
  
- 四季型観光・体験型観光の基盤づくり
  - ・温泉の活用方法、登山道・関連施設整備
  
- 文化芸術の郷づくり
  - ・文化芸術の拠点施設整備
  
- 親切的なまちづくり
  - ・新市の観光拠点（観光の顔）として、訪れた人を心から温かく迎える環境づくり

- ※ 21世紀型の観光拠点：単に観光施設の整備等を図るだけでなく、景観や環境の保全、動植物の保護、車の乗り入れ規制などを含めた総合的な整備を図り、訪れる人が自然体験等を通じて心身の健康増進、自己実現を図ることができる観光地。



## IV 新しいまちの基盤整備

### 1 重点事業の位置づけ

合併後の地域の一体化を促進し、新市の特性を生かした個性的なまちづくりを推進するために、長期的な視野を持ちながら重点的な事業を位置づけ、まちの基盤整備を図ります。

#### ●重点的な事業

- ① 原則として実施区域が2市町村以上に及ぶ事業、あるいは事業効果が2市町村以上の区域にあると考えられる事業。
- ② 合併に伴う一体性の確保や均衡ある発展に資する事業。  
(※合併に伴う国県の財政支援をうける事業を中心に掲載)

### 2 基本目標を推進する重点事業

(子どもたちの未来を支える夢のあるまちづくり)	
事業名	事業概要
(仮) 妙高四季彩物語 斐太歴史の里整備事業	●新市における歴史系拠点の整備
(仮) 妙高四季彩物語 北国街道整備事業	●新市における北国街道周辺の拠点整備
(仮) 妙高四季彩物語 妙高芸術文化村(バルビゾン村)整備事業	●新市における芸術・文化系の拠点施設および周辺環境の整備
教育施設整備事業	●学校等の改築 ●社会教育施設の整備 ●社会体育施設の整備
福祉施設整備事業	●保育所の整備

<b>(いつまでも元気で働ける活力のあるまちづくり)</b>	
事業名	事業概要
(仮) 妙高四季彩物語 妙高山麓自然学園構想推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新市全体を自然のキャンパスと見立て、自然を生かした体験型事業の推進</li> <li>●体験交流施設等の整備</li> </ul>
(仮) 妙高四季彩物語 美しい南部ふるさと村整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新市における食と農を基本とした地域活性化促進のための拠点施設等の整備</li> <li>●農業振興施設等の整備</li> </ul>
(仮) 妙高四季彩物語 北国街道整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●にぎわいのある中心市街地の再生</li> </ul>
農業振興施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ため池の建設や農業振興施設の整備</li> </ul>

<b>(毎日を健やかに暮らせるやさしさのあるまちづくり)</b>	
事業名	事業概要
(仮) 妙高四季彩物語 妙高癒しの里整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新市における交流と療養、医療とを組合せた「癒しの場」の提供</li> <li>●医療、保健拠点施設の充実や整備</li> </ul>



<b>(誰もが快適に暮らせる安らぎのあるまちづくり)</b>	
事業名	事業概要
資源循環のまち推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新市が環境への負荷を低減させ、持続的に発展するためのメニューの実行</li> <li>●生ごみなどバイオマスの資源化、エネルギー化</li> <li>●資源循環型事業活動の促進</li> </ul>
地域新エネルギー導入事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新市における自然エネルギー、バイオマスエネルギーの活用</li> <li>●雪などの自然エネルギー等の公共施設への導入</li> <li>●新エネルギーによる市民生活への普及や産業の振興</li> </ul>
公共下水道整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●下水道処理区の整備、処理場施設整備</li> </ul>
市町村道整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民の利便性向上のための道路整備</li> <li>●地域連携を高めるための道路整備</li> <li>●観光地支援のための道路整備</li> </ul>
駅舎等周辺整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●駅舎及び駅周辺の利便施設・拠点施設の整備</li> </ul>
防災行政無線施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災行政無線の統合および運用</li> </ul>
消防施設等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消防・防災の拠点施設、設備の整備</li> </ul>
公共施設解体撤去事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●耐震基準に満たない公共施設の解体撤去</li> </ul>
新庁舎建設事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新市における新庁舎建設</li> </ul>



**新しいまちの力を高め均衡ある発展に資する事業  
(新潟県市町村合併特別交付金充当予定事業)**

対象地域	事業概要
妙高高原町	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ビジターセンター整備(展示物及び施設 周辺の整備)</li> <li>●いもり池整備(歩道及び案内板等の整備)</li> <li>●苗名滝遊歩道整備(歩道及び案内板等の 整備)</li> <li>●山岳リゾート施設整備(トレッキングセンター 展望台、大谷ヒュッテ野天風呂等の整備)</li> <li>●妙高百景整備(町内案内板、文化人歌碑 等の整備、植栽)</li> <li>●足湯、足裏マッサージ施設整備 (赤倉地区、妙高地区に足湯施設を整備)</li> </ul>
妙高村	<ul style="list-style-type: none"> <li>●簡易水道施設整備 (大鹿簡易水道ろ過施設改修)</li> <li>●幼稚園等(児童・高齢者施設) 整備(空き校舎改修)</li> <li>●自然体験施設整備(体験ハウス)</li> <li>●農業振興施設整備(雪貯蔵庫建設等)</li> </ul>



## V 新市における県事業の推進

### 1 県事業の推進

合併後の地域の一体感を高めるため、新市の建設計画に掲げられた県事業の重点的な整備促進を要望していくとともに、新市が魅力と活力のある市となるよう事業推進に向けて関係機関と協議を行っていきます。

### 2 新市における新潟県事業

区分	事業名
道路整備事業(林道除く)	一般国道292号(新井市 長沢～猿橋)
	主要地方道妙高高原公園線(妙高高原町 東赤倉)
	主要地方道飯山斑尾新井線(新井市 小原新田)
	主要地方道飯山斑尾新井線(新井市 大原新田)
	主要地方道上越新井線(新井市 矢代川橋)
	都市計画道路(街路)石塚加茂線(新井市 栄町)
歩道整備事業	一般国道292号(新井市 上堀之内～中宿)
	一般国道292号(新井市 楡島～小原新田)
	主要地方道飯山斑尾新井線(新井市 小原新田)
	県道大原関山停車場線(妙高村 東四ツ屋新田～関山)
砂防事業	砂防事業(矢代川)
	砂防事業(山川)
	火山砂防事業(関川)
	火山砂防事業(西谷川)
	火山砂防事業(大田切川)
	万内川地域活性化推進事業
林道整備事業	森林基幹道黒倉線整備事業
農業用施設整備事業	ため池等整備事業
	かんがい排水事業

---

---

## VI 公共施設の総合的な整備

公共施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、将来見通しを立て、地域の特殊性や地域間のバランス、更には財政事情等を考慮しながら検討することを基本に整備します。なお、合併に伴い支所となる旧役場庁舎等については、住民窓口サービスが低下しないよう十分配慮し、必要な機能の整備を図ります。



## Ⅶ 財政計画

### 1 歳入

(単位：百万円)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市 税	5,450	5,471	5,771	5,618	5,145	4,895	4,870	4,689	4,662	4,741
地 方 譲 与 税	473	590	297	287	271	268	242	226	216	206
各 種 交 付 金	744	740	642	602	582	576	545	516	536	581
地 方 交 付 税	6,958	6,133	5,696	6,331	6,720	7,228	7,659	7,664	7,594	7,734
分 担 金 ・ 負 担 金	99	88	86	50	44	36	42	58	40	68
使 用 料 ・ 手 数 料	561	523	504	486	421	430	445	422	425	415
国 庫 支 出 金	1,241	1,055	1,127	2,215	2,418	3,261	2,307	2,014	2,302	2,234
県 支 出 金	862	1,129	954	833	856	1,215	1,074	869	833	890
財 産 収 入 ・ 寄 附 金	437	77	87	85	53	91	74	72	87	72
繰 入 金	1,456	622	1,021	282	558	211	264	426	269	44
繰 越 金	493	1,271	1,226	976	1,626	1,766	1,880	1,609	1,874	1,650
諸 収 入	3,254	3,254	3,001	2,845	2,547	2,247	2,060	1,807	1,534	1,298
市 債	1,646	1,631	2,113	1,210	1,453	2,356	1,511	2,445	2,274	2,322
計	23,674	22,584	22,525	21,820	22,694	24,580	22,973	22,817	22,646	22,255

### 2 歳出

(単位：百万円)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人 件 費	3,679	3,441	3,464	3,003	2,838	2,832	2,752	2,670	2,552	2,719
物 件 費	1,895	1,880	2,071	2,109	2,347	2,307	2,310	2,348	2,403	2,550
維 持 補 修 費	1,386	602	942	740	1,257	1,384	2,093	1,412	1,206	1,631
扶 助 費	1,213	1,167	1,196	1,222	1,347	1,888	2,151	2,058	2,172	2,376
補 助 費 等	3,523	3,394	3,324	3,693	3,669	3,135	2,798	2,716	2,731	2,838
公 債 費	2,580	2,510	2,602	2,445	2,652	2,164	2,391	2,386	2,310	2,322
積 立 金	2,061	1,131	81	424	132	575	665	377	998	256
投資及び出資金・貸付金	3,113	3,001	2,946	2,708	2,399	2,123	1,958	1,700	1,460	1,212
繰 出 金	1,077	1,153	1,267	1,335	1,375	1,411	1,472	1,499	1,488	1,508
前年度繰上充用金	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投 資 的 経 費	1,746	3,078	3,656	2,515	2,913	4,881	2,773	3,777	3,676	2,797
予 備 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	22,403	21,357	21,549	20,194	20,929	22,700	21,363	20,943	20,996	20,209

※令和3年度までは決算額、令和4、5年度は予算額、令和6年度以降は計画値

## 1 歳入

(単位：百万円)

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
市 税	6,425	4,869	4,828	4,691	4,595	4,600	4,593	4,456	4,792	4,538	4,449
地 方 譲 与 税	215	214	213	189	194	199	202	213	199	199	199
各 種 交 付 金	830	719	761	779	788	851	1,116	905	954	952	952
地 方 交 付 税	7,728	7,440	7,250	7,187	7,140	7,666	8,006	6,451	6,594	6,502	6,551
分 担 金 ・ 負 担 金	50	49	42	45	28	17	15	9	10	10	15
使 用 料 ・ 手 数 料	419	436	452	469	403	322	327	337	373	352	351
国 庫 支 出 金	1,908	2,172	1,787	1,787	1,887	6,122	3,271	3,288	3,433	3,090	2,876
県 支 出 金	918	985	1,448	1,047	1,194	1,494	1,379	1,202	1,083	1,199	1,156
財 産 収 入 ・ 寄 附 金	97	137	164	118	128	179	987	272	277	276	274
繰 入 金	61	556	565	186	149	107	327	1,084	1,015	918	684
繰 越 金	2,046	2,144	2,150	2,001	2,057	2,073	3,076	1,741	500	500	500
諸 収 入	1,148	952	1,023	691	617	670	678	765	453	366	325
市 債	1,643	2,321	1,098	1,239	2,240	921	1,086	2,144	2,157	2,348	2,008
計	23,488	22,994	21,781	20,429	21,420	25,221	25,063	22,867	21,840	21,250	20,340

## 2 歳出

(単位：百万円)

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人 件 費	2,684	2,352	2,445	2,439	2,430	2,831	2,960	2,946	2,747	2,654	2,720
物 件 費	2,626	2,536	2,777	2,842	2,854	2,914	2,877	3,548	3,535	3,571	3,506
維 持 補 修 費	997	1,267	1,538	1,573	1,146	1,959	2,243	1,870	1,828	1,899	1,917
扶 助 費	2,339	2,378	2,306	2,271	2,320	2,172	2,808	2,385	2,369	2,338	2,330
補 助 費 等	2,890	3,153	2,735	2,662	3,470	6,397	3,472	4,420	3,119	3,090	3,025
公 債 費	2,162	2,265	2,248	1,855	1,657	1,617	1,652	2,154	1,893	2,201	1,963
積 立 金	2,727	163	183	133	628	154	3,116	755	214	224	224
投資及び出資金・貸付金	892	714	554	460	354	297	247	301	249	207	180
繰 出 金	1,582	1,546	1,495	1,452	1,318	1,303	1,279	1,046	1,032	1,033	1,033
前年度繰上充用金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投 資 的 経 費	2,446	4,470	3,499	2,685	3,171	2,501	2,030	3,402	4,814	3,993	3,402
予 備 費	0	0	0	0	0	0	0	40	40	40	40
計	21,345	20,844	19,780	18,372	19,348	22,145	22,684	22,867	21,840	21,250	20,340

※令和3年度までは決算額、令和4、5年度は予算額、令和6年度以降は計画値